

兒童

**【一問合せ】
手当制度】をご存知ですか？**

福祉健康課 福祉グループ会員登録
42-1431

- 児童手当制度は、児童を養育している方に支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する事を目的とし、小学校6年生までの児童(12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に支給

ただし、前年の所得が一定以上の場合は、児童手当は支給されま

- 認定請求書
 - 年金手帳又は年金加入証明書
 - 健康保険被保険者証の写し
 - 児童手当用所得証明書
 - (1月1日に一宮町に住所がなた方は提出が必要です)
 - 請求者の銀行等金融機関の口座
 - 印

●児童手当等を現在受けている方
すでに郵送してある「現況届」を6
月26日までに提出して下さい。児童
手当を引き続き受ける要件があるか
どうか確認するためのものです。
この届の提出がないと、6月以降
の手当が受けられなくなりますので、ご注意下さい。



介護

介護保険負担限度額認定申請

福祉健康課
介護保険グループ
☎ 42-1431

- ## 介護保険施設（特別養護老人ホーム）

- ム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設への入所・入院時（ショートステイを含む）に認定証を提示することで、施設での居住費・食費の利用者負担が軽減されます。対象になる方は、下表の第1段階から第3段階に該当する方。第

認定証は、申請することにより、交付されます。

- なお、平成21年6月30日までの有効期限の介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方に対し、介護保険負担限度額認定申請書を送付しますので、福祉健康課介護保険グループへ提出してください。

●利用者負担第4段階で「特例減額措置」を受けられる方

- 利用者負担第4段階で「特例減額措置」を受けられる方

利用者負担第4段階ではあるが、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になる等、一定の要件を満たしている方は、利用者負担第3段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。

利用者負担 第4段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第1段階
<p>①同世帯に市町村民税課税者がいる方 ②ご本人が、市町村民税課税の方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が、市町村民税非課税者で、利用者負担第2段階に該当しない方 ・利用者負担第4段階で、「特例減額措置」を受けられる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が、市町村民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	<p>①生活保護を受けている方 ②世帯全員が、市町村民税非課税者で、老齢福祉年金を受けている方</p>

年金 保険料免除制度があります！

【問合せ】

住民課保険年金グループ ☎ 42-1423

平成21年度国民年金保険料の免除申請を7月から受付します。経済的な理由などで保険料の納付が困難な

場合は、「保険料の全額免除または一部納付制度」をご利用下さい。

国保 新しい保険証を交付します

【問合せ】

住民課保険年金グループ ☎ 42-1423

● 国民健康保険被保険者証

8月1日からの国民健康保険被保険者証を(一部の方を除き)7月下旬に『簡易書留』で郵送します。

● 国民健康保険高齢受給者証

(国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人)
8月1日からの新しい高齢受給者証を、7月下旬に国民健康保険被保険者証と一緒に『簡易書留』で郵送します。

● 限度額適用・標準負担額減額認定申請について

医療機関に認定証を提示することで、入院したときの窓口での支払い(保険適用分)が、自己負担限度額までになつたり、食事代が減額されたりします。申請受付は、7月下旬から受付します。

後期 保険料決定通知書の送付

【問合せ】

住民課保険年金グループ ☎ 42-1423

● 後期高齢者医療被保険者証

8月1日からの後期高齢者医療被保険者証を、7月下旬に『簡易書留』で郵送いたします。

● 21年度後期高齢者医療保険料決定通知書を郵送します

普通徴収保険料決定通知書及び、納入通知書は7月中旬に、特別徴収保険料決定通知書は、8月上旬に郵

健康

新型インフルエンザについて

今般、メキシコや米国等における新型インフルエンザの発生に伴い、各国での感染拡大が見られていましたところですが、5月16日国内・30日に県内において新型インフルエンザ患者の発生が認められました。感染防止の基本は、マスクの着用や手洗い、うがい、人混みを避けるといった日常的な個人予防策が非常に重要となりますので、これらを習慣づけるようお願い致します。町では今後、新たな情報が寄せられた場合は、速やかに町民の皆様へ提供いたしますので、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願い致します。

【電話相談窓口】

1. 厚生労働省

受付時間 9時～17時

☎ 03-3501-9031

◆24時間対応相談センター◆

「千葉県発熱相談センター」
(休日祝日含)

☎ 043-223-4411

◆その他の相談窓口◆

(下表参照)

受付時間 平日(月～金曜日)
9時～17時

相談内容	担当	電話番号
健康相談等に関すること	長生健康福祉センター(長生保健所)	0475-22-5167
	県疾病対策課	043-223-2665
	県健康福祉政策課	043-223-2675
豚肉の安全に関すること	県衛生指導課	043-223-2626
豚(家畜)に関すること	県畜産課	043-223-2938
	東部家畜保健衛生所	0475-52-4101

町からの お知らせ

介助通院介助移送サービス

【問合せ】

福祉健康課 福祉グループ ☎ 42-1431

「『にこにこサービス』を

ご利用ください。」

町では、高齢者や身体の不自由な方の町内医療機関への送迎や、上総一ノ宮駅までの移送サービスを行っています。

●対象

高齢者で交通手段がなく、通院にお困りの方や身体の不自由な方で通院にお困りの方

- 利用料 無料
- 利用回数 月4回まで但し、人工透析の場合は月8回
- 利用方法 初回は民生委員から申し込み、2回目からは直接利用者本人が申込みます。
- 申込先 一宮町シルバー人材センター ☎ 40-1729



水道 水道管漏水調査にご協力ください

【問合せ】

長生郡市広域市町村圏組合 水道部工務課 ☎ 23-9491

水道部では、毎年地域を選定し道路から敷地内にある水道メーターマークでの水道管について漏水調査を行っています。本年度も次の地区で漏水調査を行いますのでご協力お願いします。

- 調査予定期間 平成21年6月中旬～9月下旬
- 対象区域 白山・田町地区



統計 経済センサス基礎調査にご協力を！

【問合せ】

総務企画財政グループ ☎ 42-2112

7月1日現在で実施

この調査は、全国すべての事業所・企業を対象とし、日本の経済活動の実態を明らかにすることを目的としています。

5月下旬に知事から任命された調査員が調査票の記入のお願いに各事業所を訪問いたしますので、ご協力ください。

- 提出された調査票は、統計法により厳密に秘密が守られ、統計作成の目的以外には一切使用いたしません。
- ※調査員は調査員証を必ず携帯しています。



ラジコンヘリによる 水稻病害虫防除のお知らせ

【問合せ】

一宮町植物防疫協会（一宮町役場産業観光課内）☎ 42-1427

散布農薬は、人畜に対する安全性の高いものを選んでおりますが、危険防止や万全を期するため、次のお願い事項について、配慮・予防措置をお願いします。また、農薬の飛散防止や効果的な防除を行うため、早朝からご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いします。

●日時 7月16日（木）午前4時頃～9時頃 ※天候により順延する場合があります。

●お願い 散布中は、外出しないでください。

- ・家畜、犬、猫等を飼っている方は、安全性が確保されるまで戸外放飼をしないでください。
- ・自動車に薬液が付着した場合は、早めに水洗いをしてください。
- ・石けん水で洗い流してください。



環境 省エネしていますか？



一宮の海を考える集い

【問合せ】

都市環境課建設グループ ☎ 42-1430

- ・地球温暖化が深刻化しています。
- ・ライフルスタイルを見直し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減に、皆さんもご協力下さい。
- ・家電製品のスイッチをこまめに切る。
- ・水道やシャワーの流し放しをしない。
- ・冷暖房の温度設定を冷房は28℃、暖房は20℃を目安にする。
- ・無駄なアイドリングをしない。

海岸侵食対策事業についての説明会が、町主催で開催されます。どちらでも参加できますので、直接会場へお越し下さい。

日時 7月4日（土）午後1時30分
場所 中央公民館 大会議室

